

東京農工大学職員組合 府中支部細則

(総 則)

第 1 条 本細則は東京農工大学職員組合同規約（以下規約という）第 8 条により定める。

第 2 条 本支部は事務所を東京都府中市東京農工大学農学部内におく。

(組 織)

第 3 条 本支部は東京農工大学職員組合の組合員のうち、府中地区に勤務する組合員をもって組織する。

第 4 条 本支部の業務を行うために執行委員会の下に書記局をおき必要に応じて各種専門部ならびに専門委員会をおく。

第 5 条 書記局は書記長が総括し、執行委員会の承認にもとづき書記及びその他の事務員をもって構成する。

2 書記局は支部の庶務ならびに各種会議の連絡、準備及び議事録作成等に関する業務を行う。

3 書記局には必要に応じて書記局規程をおくことができる。

第 6 条 支部活動を職場ごとに具体化し、執行委員会と職場組合員 の民主的団結を強めるために職場代表者会議（以下代表者会議という）をおく。

第 7 条 代表者会議は執行委員および府中支部選挙細則に規定する選挙区分ごとに組合員の互選によって選出された職場代表者（以下代表者という）によって構成する。

2 代表者の定数は執行委員会で決定する。

3 代表者の任期は 1 年とする（10 月から翌年 9 月）。

第 8 条 代表者会議は必要に応じて、執行委員会が招集する。

(役員および代議員等)

第 9 条 本支部には次の役員をおく。

執行委員長 1 名 書 記 長 1 名

執行委員 若干名 選挙管理委員 3 名

第 10 条 支部役員の選挙に関する規程は別に定める。

附 則

本細則は昭和 41 年 10 月 1 日より施行する。

本細則は 1981 年 12 月 22 日より施行する。

本細則は 1983 年 2 月 16 日より施行する。

本細則は 1987 年 12 月 22 日より施行する。

本細則は 1990 年 12 月 21 日より施行する。

本細則は 1992 年 12 月 15 日より施行する。

本細則は 1994 年 12 月 16 日より施行する。

本細則は 1995 年 12 月 15 日より施行する。

本細則は 1999 年 1 月 1 日より施行する。

本細則は 2005 年 12 月 5 日より施行する。

1996 年 10 月 1 日 制 定

1981 年 12 月 22 日 一部改正

1983 年 2 月 16 日 一部改正

1987 年 12 月 22 日 一部改正

1990 年 12 月 21 日 一部改正

1992 年 12 月 15 日 一部改正

1994年 12月 16日 一部改正
1995年 12月 15日 一部改正
1998年 12月 11日 一部改正
2005年 12月 5日 一部改正
2007年 12月 4日 一部改正